# 日本学術会議提言

「近未来の社会福祉教育のあり方について 一ソーシャルワーク専門職資格の再編成に 向けて一」

http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t59-1.pdf



#### 提言

#### 近未来の社会福祉教育のあり方について

―ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて―



平成 20 年 (2008 年) 7月14日

日本学術会議
社会学委員会社会福祉学分科会

この提言は、日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

#### 日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分科会

委員長	白澤	政和	(第一部会員)	大阪市立大学大学院教授
副委員長	古川	孝順	(連携会員)	東洋大学ライフデザイン学部学部長
幹事	住居	広士	(連携会員)	県立広島大学大学院教授
幹事	中野	いく子	(連携会員)	東海大学教授・健康科学部長
幹事	中野	敏子	(連携会員)	明治学院大学教授
	市川	一宏	(連携会員)	ルーテル学院大学学長
	上野谷	3 加代子	(連携会員)	同志社大学教授
	大橋	謙策	(連携会員)	日本社会事業大学学長
	小川	全夫	(連携会員)	山口県立大学大学院教授
	京極	髙宣	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所長
	坂田	周一	(連携会員)	立教大学副総長
	高橋	重宏	(連携会員)	東洋大学教授・社会学部長
	武川	正吾	(連携会員)	東京大学大学院教授
	直井	道子	(連携会員)	東京学芸大学教授
	二木	<u>1</u>	(連携会員)	日本福祉大学教授、大学院委員長
	平岡	公一	(連携会員)	お茶の水女子大学教授
	牧里	毎治	(連携会員)	関西学院大学教授

i

#### 要 旨

#### 1 作成の背景

国民の生活課題が多様化・拡大化・複合化する中で、これらの課題に対応するソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されている。一方、社会福祉基礎構造改革や地方分権化の推進による新たな社会福祉システムへの改革のもとで、利用者の権利を保障していくソーシャルワーカーには高度な専門性が求められている。同時に、労働、司法、教育等の新たな領域においても、ソーシャルワーカーに対する期待が高まっている。

#### 2 現状及び問題点

ソーシャルワーカーが社会的に求められている高度で広範な役割を遂行していくためには、ソーシャルワーカー養成教育のあり方を問い直す必要がある。現状では、社会福祉士を養成する教育に限定されがちであり、必ずしも高い実践力をもった人材が養成されていない。 ひいては、ソーシャルワーカーの活動内容が見えにくく、ソーシャルワークの社会的認知度が低い状況にある。

#### 3 提言の内容

- (1) 社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその 評価システムについて再検討することでもって、基本的な社会福祉教育の見直しを図っていく。具体的には、以下の5点での見直しを図る。
- ① 国家資格である社会福祉土養成を超えた教科内容でもって人材を育成していく。
- ② 大学院教育では、研究者養成だけでなく、高度専門職教育としてスペシフィック な福祉課題に関する専門知識についての教育を推進していく。
- ③ 教育内容としては、社会科学や人文科学等の幅広いカリキュラムで編成できる教育 体制として整備し、同時に社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性につい ての深みのある教育を行っていく。
- ④ 地方自治体レベルでの研究・教育・実践を連携していくよう、全国レベルではできている職能団体、教育研究機関、地方自治体等が連絡調整するソーシャルケアサービス協議会を、各都道府県レベルでも設置していく。
- ⑤ 職能団体や他専門職との密接な関係を作り、国際社会福祉教育連盟や国際ソーシャ

ルワーカー協会の国際的基準を発展させ、東アジアでの国際基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たしていく。

(2) ソーシャルワーク専門職資格の再編成を図り、社会福祉士をジェネリックな基礎資格と位置付け、スペシフィックな領域に対応する認定ソーシャルワーカーを養成するとともに、時代の要請に応えた機能別の認定制度を創設していく。具体的には、第1に、社会福祉士をベースにして、精神保健福祉士に加えて、認定医療ソーシャルワーカー、認定高齢者ソーシャルワーカー、認定障害者ソーシャルワーカー、認定児童家庭ソーシャルワーカー、認定スクール・ソーシャルワーカー、認定司法ソーシャルワーカー等の様々な領域でのスペシフィックな認定ソーシャルワーク専門職を創設することである。第2には、ソーシャルワークの機能の内で重要と考えられる機能に特化して設定される認定資格制度を創設していくことであり、現状では権利擁護対応ソーシャルワーカー、退院・退所対応ソーシャルワーカー、虐待対応ソーシャルワーカー、就労支援ソーシャルワーカーなどを資格認定していくことの検討が必要である。

#### 目 次

はし	<b>ごめに・・</b>	1
1	ソーシ	ャルワーカーを必要としている社会的背景・・・・・・・・・・・・・ 1
		生活課題が多様化・拡大化・複合化する現状への対応・・・・・・・ 1 ソーシャルワーカーの社会的必要性・・・・・・・ 2
2	社会福	祉教育の課題と見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) (2)	社会福祉教育における基本的な課題 · · · · · · 4 社会福祉士の養成を超えた人材の育成 · · · · 4
	(3)	学部と大学院での教育のあり方・・・・・・・・・・・・5 教育内容での拡大化と固有性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5)	地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携······7
	(6)	社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携・・・・・・7
3	ソーシ	ャルワーク専門職資格の再編成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1) (2)	社会福祉に関連する資格間の関連性· · · · · · · · · · · · · · · · 9 ソーシャルワーク専門職資格の将来の方向· · · · · · · · · · 10
4		
/ I:	1図>	
<b>\1</b>		ーシャルワーク専門職の資格制度の再編成・・・・・・・・・・・11
余寸	5. 小計	

#### はじめに

本提言は、「近未来の社会福祉教育のあり方について」の提言であるが、ここで言う近未来とは、ここ5~10年をめどにしたものであり、ある意味では、目標指向性が高く、ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編についての提言を含むものである。本提言で言う社会福祉教育とは、大学等の高等教育であり、単に社会福祉士や精神保健福祉士といった既成の国家資格取得のためではなく、それを超えた、あるべき社会福祉教育について言及するものである。そのため、ここで述べる社会福祉教育はソーシャルワーカー養成教育を包含したより包括的な教育を指す。

#### 1 ソーシャルワーカーを必要としている社会的背景

#### (1) 生活課題が多様化・拡大化・複合化する現状への対応

近年、家族や近隣等のインフォーマルサポートが脆弱となり、さらには一人 暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が急増しており、人々の生活問題は多様 化・拡大化してきている。家族の介護機能や養育機能は低下し、人々の生活意 識や家族意識の変化とも相まって、生活問題そのものが複合化している。

一方、自殺者や路上生活者と呼ばれるいわゆるホームレスが増加し、地域や会社等の社会システムが従来から有してきたセーフティネットは崩れつつある。多くの人々は人間関係に疲弊し、自分の拠り所を家庭、地域、会社に見つけられず、孤独・孤立のただ中にあると言っても過言ではない。明日への漠然とした不安を抱えた社会のなかで、引きこもりや孤立といった現象はますます増え、虐待や自殺を生み出す温床にもなっている。一方、貧富の差が大きくなり、ワーキングプアと言われる若者層が増加し、社会システムの変化がもたらした新しい貧困問題となっている。

さらに、大都市は、経済におけるグローバリゼーションのただ中にあり、都市生活は国際化し、都市空間に様々な文化が存在し、住民間での様々な軋轢が生み出されている。他方、中山間地域では、過疎化が進行し、さらには、いわゆる限界集落が多数生み出され、高齢者が半数を超え、地域の存続自体が危ぶまれる状況にある。

これらの課題は、地域社会が従来もっていた住民相互の支援システムを喪失したことによって生み出さてきたものでもある。住民関係も一種のソーシャル・キャピタルとして、その重要性が指摘されてはいるが、実際には虐待や孤立を発見するシステム、さらには各種のサービスと協働した総合的生活支援システムとしての役割を果たせていない状況にあるといえる。

そして、教育現場では、不登校、いじめ、貧困による経済的不平等、虐待、 精神的不安定等の問題が顕在化し、現状の人材ではそれに対応でない事態が頻 繁に生じている。また家族からの要望や要求に対して、現状の教育機関だけでは十分な対応ができない情況になっている。

したがって、これらの課題に取り組むためには、生活問題に直面する人々を発見し、相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するとともに、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図ることで、地域の社会資源を掘り起こしたり、新たに構築していくと同時に、そうした人々自らの問題解決能力を高めていくよう支援する専門職であるソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されていると認識している。

#### (2) ソーシャルワーカーの社会的必要性

近年の社会福祉に関する制度改革についても、ソーシャルワーカーの重要性を再認識させるものであり、その高度化が求められている。具体的には、以下の6点が指摘できる。

第1に、社会福祉法や介護保険法では、すべての人々に対する尊厳の保持が 求められている。福祉課題をもった人々に対して尊厳を保持しながら、自ら問 題に取り組もうとする意思を支援していくことは、ソーシャルワーク支援の基 本原則である。とりわけ、こうした人々に対する尊厳といった社会全体の意識 が崩れつつある時代にあって、ソーシャルワーク支援が強く求められている。

第2に、社会福祉基礎構造改革を通じて、従来の措置制度に代わり、利用者はサービス事業者との契約でもって福祉サービスを利用することになった。こうした時代にあって、利用者が円滑かつ安心して福祉サービスを契約し、適切に利用できるよう支援していくためには、利用者の権利擁護を特徴とするソーシャルワーカーからの支援が必要不可欠となっている。

第3に、障害者自立支援法に見られるように、自立支援に向けての専門性が期待されている。そのため、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者が自己責任でもって自己決定していく自立支援の技術が求められることとなる。とりわけ、ノーマライゼーション思想のもと、施設や病院から自宅といった地域社会の中での自立生活を支えていくことが大きな潮流となってきており、地域での人々の自立生活を支えるソーシャルワーカーが必要不可欠となってきている。同時に、「Welfare から Workfare」への動向のもとで、ニート、障害者、母子家庭、生活保護受給者、刑期を終えた人々に対して、就労を核とした自立生活支援をいかに進めていくかが大きな課題となっている。これについては、今までは必ずしもソーシャルワークの範疇に含まれていなかった側面もあるが、今後はソーシャルワークの領域となってきている。

第4に、サービス提供組織の多元化の動向から、ソーシャルワーカーの必要性が生じてきている。従来のサービス提供組織は、行政、社会福祉法人といった公益性の高い組織が多くを占めていたが、現在の社会福祉サービスには指定事業者としての資格要件を満たした民間非営利団体や営利企業の参入が著しい。

こうした供給主体の民営化は世界的な動向であり、各種サービスが、PFI (Private Finance Initiative) のもとで、公的経営から民間経営へと移行しているが、そこでは一定のサービスの質を担保しながら、従来にも増して質が高まることが求められている。こうした中で、既にPFIのもとで、民間刑務所で社会福祉士や精神保健福祉士といった専門職の配置が制度化されている。今後ハローワーク等の労働分野でも民営化テストが進められていくが、就労を中核とした生活を支援する専門職としてのソーシャルワーカーに期待されることが大きい。

第5は地方分権化の観点からであるが、市町村のサービス実施に対する責任が強化される一方、小学校区等の日常生活圏域を軸にした包括的生活支援システムの構築が急がれている。そのため、地域に密着した専門職であるソーシャルワーカーを確保できていれば、そうした専門職がキイ・パーソンとなり、地域住民のニーズの発見やサービスの調整、そして住民やボランティア、保健医療福祉サービス等の社会資源の動員と連携の仕組み作りができつつあるが、そうした専門職員を確保できない地域との格差が広がってきている。そのため、市町村レベルでのソーシャルワーカーの配置が必要不可欠な状況が生じてきている。

第6は、生活上の困難に直面してサービス利用を求めている人々に対する権利保障システムとして、適正なサービス利用の保障、日常生活支援事業(地域権利擁護事業)や成年後見制度による利用者の権利保障、第3者評価制度、苦情対応システム、サービスの透明性の確保等が開始されたことに関連して、ソーシャルワーカーの必要性が生じている。こうした状況は権利擁護の推進者としてのソーシャルワーカーの必要性と関連しており、ソーシャルワーカーは一層専門職としての高い自覚や倫理のもとで、利用者本位の立場に立脚した活動が求められている。そこでは、利用者の代弁者としての役割や、日常生活支援事業(地域福祉権利擁護事業)での専門員や成年後見人としての役割をもソーシャルワーカーに期待されることになっている。

社会福祉に関する制度改革によって、従来型の社会福祉領域でのソーシャルワーカーの活動に高度な専門性が必要とされている一方、労働、司法、教育等の新たな領域でのソーシャルワーク活動の汎用性が求められている。刑務所や保護観察所、家庭裁判所といった司法領域、小学校や中学校といった学校領域、ハローワークといった労働領域では、従来の専門職等では対応困難な利用者の問題や新たな課題が生じており、その解決に向けて広範囲なソーシャルワーク機能が求められている。

#### 2 社会福祉教育の課題と見直しについて

#### (1) 社会福祉教育における基本的な課題

以上のようなソーシャルワーカーに求められている高度で広範囲な役割を遂行していくためには、社会福祉教育のあり方そのものが問い直されなければならない。つまり、社会福祉教育の体系を価値、支援技術、政策でもって位置づけ、教育方法およびその評価システムについて再検討することが必要である。

具体的に言えば、価値とは、生活文化、生活の質、利用者理解等の基本的な理念の学習である。また支援技術とは、社会的に存在する利用者への多様な支援方法を学ぶことを目標とした、利用者への直接的および間接的な支援に関する教育である。そして、政策とは、計画、参加システム、サービス供給体制を含む、実践的内容に関する教育である。

具体的な教育方法については、価値や政策は講義形式を軸にしながら、具体的な適用においては、事例やワークシートを用い、実習や演習を通して、実践現場との関係を強化した教育を行う。支援技術については、より実践的な内容である演習を通して学び、実習の効果性を高めるために、演習と実習との連携を図っていく。言い換えれば、講義・演習・実習を各場面で統合していくことが求められる。さらに、こうした教育効果について、評価・点検していく仕組みが不可欠である。

また、ソーシャルワーカーに期待されることが多い反面、実際に担っている 活動内容が社会からは見えにくく、ソーシャルワーカーに対する社会的認知度 が低い現状にある。そのため、社会的な認知度を高め、ソーシャルワーカーに 対する信頼性を確保していくことは、ソーシャルワーカーだけでなく、教育関 係者にとってもきわめて重要な責務である。

同時に、実際のソーシャルワーカー養成教育の中で、必ずしも高い実践力を有したソーシャルワーカーが養成されていないのではないかという反省点もある。これは、大学等での高等教育の責任も大きいが、同時に生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努める能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいないことも関連している。相談援助に係る専門的な知識及び技術を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高いソーシャルワーカーを養成していくことが重要とされている中で、社会福祉教育を再検討することが求められている。

以下では、ソーシャルワーカー養成教育を包摂した社会福祉教育のあり方について、具体的な提案をしていく。

#### (2) 社会福祉士の養成を超えた人材の育成

ともすれば社会福祉制度の網の目からこぼれ落ちてきている今日的な福祉問題への対応は、社会福祉関係者のみの実践では対応できにくくなっており、学際的研究に基づく多職種連携を必要としている。こういう状況を見ると、隣接

の社会科学や人文科学との協働研究による学際的アプローチが必要不可欠となっている。つまり今日広く取り組まれている社会福祉士養成教育とあわせて、 リベラル・アーツ(教養教育)としての基礎教育の見直しと、それらを社会福 社教育のなかに取り入れることの重要性を再認識すべきである。

そもそも福祉系大学の責務は、社会福祉現象をめぐる理論的・実証的研究の 積み重ねを基礎に、その実践的応用として教育プログラムを開発し、社会福祉 士を基礎にして多様なソーシャルワーカーを世に輩出する人材養成を行うこと にあるといえる。しかしながら、1987年に成立した「社会福祉士及び介護福祉 士法」による社会福祉士国家資格制度の定着化とともに、福祉系大学の教育プログラムはややもすると社会福祉士養成教育に偏りすぎ、国家試験科目に限定 されるカリキュラムとなり、固定化した養成教育になっているきらいがある。 戦後およそ 60年にわたって築かれてきた社会福祉制度の既存の枠組みでは対 応困難な生活問題が現出しはじめてきた現状でこそ、生活問題を顕在化させる 社会構造にかかわる理解やグローバル社会に生きる人間像や人権に関する理解 など、ソーシャルワークに寄与する基礎学問の修得が次世代には強く求められている。

現状では社会福祉士養成教育の見直しも進められているところではあるが、近未来の社会福祉教育では、特に現状の社会福祉制度を利用者本位の制度に改革していくことができるための基礎知識を加え、学際的にソーシャルワークを展開していく総合化の視点をもった人材養成カリキュラムに変えていく必要がある。また、少子高齢時代の社会構造についての理解のみならず、グローバル化した今日的状況を踏まえるならば、国際的に通用する人材の養成教育と情報化社会に対応できる人材の養成教育の強化が喫緊の課題である。

#### (3) 学部と大学院での教育のあり方

社会福祉研究を推進する機関は、後期博士課程を中心とする大学院にあることはいうまでもないが、大学院教育では、研究者養成としてだけでなく、高度専門職教育としても充実させることが求められている。とりわけスペシフィックな福祉課題への対応に関しては、ジェネラリストとしての福祉教育を中心にした学部教育には限界もあり、専門知識を究め、修士の学位を取得できる実践家の養成が必要である。特に海外でソーシャルワークを行う者や国内で国際的なソーシャルワークを行う者、あるいは労働、医療、教育、司法、住宅・環境などの福祉に関連する領域で社会福祉の専門家として認められ、信頼される学際的実践を展開するには実践的な研究能力や国際的コミュニケーション能力がなければ不可能である。

また、大学全入時代を迎え、大学教育も高等教育サービス化してきた感もあるなかで、今後ますますリカレント教育を含めた社会人教育プログラムの充実も要請されてきている。学部教育に関しては社会福祉士国家資格受験資格の修

得のための学士入学が増えているが、大学院教育に関しては研究者を目ざす者、高度専門職へのキャリアアップを希望する者など多様化している。そのため、隣接領域から学士入学や社会人入学してくる学生のニーズにも応えうるカリキュラムや、パートタイム学生に仕事と学業が両立できるように配慮した抜本的な改革も必要である。しかしながら、高学歴ワーキングプアが増加しているという指摘にもあるように、修士・博士の学位を修得しても非正規雇用の職にしか就けない修了者が増え続けている現状を鑑みるならば、いたずらに学位取得者を増産するのではなく、質の高い学位修得者の輩出を目ざすとともに、研究職・高度専門職の職場確保もあわせて取り組んでいかなければならない。

さらに、社会福祉研究・教育の国際化については、研究では国際比較研究をはじめ、教育では単位互換も含めた国際教育プログラムの開発も積極的に進めなければならない。従来からの欧米との交流のみならず、中国や韓国などアジア世界との交流が近年さかんになってきているが、日本の福祉系大学は海外からの留学生プログラムの開発や諸外国からの留学生受入など社会福祉研究・教育のグローバル化、クロスオーバー研究・教育の推進が求められるところである。

これらの学部と大学院につながる連続した研究・教育の構築のためには、単独機関で促進することもさることながら、学部をつなぐダブル・デグリー取得プログラム制度や一大学を超えた連合大学院、連携大学院などの構想も視野に入れた取組みを積極的に推進していく必要がある。

#### (4)教育内容での拡大化と固有性

社会福祉士養成教育に偏りすぎるきらいのある福祉系大学教育の是正には、 社会思想・社会哲学・社会史、社会学、経済学、経営学、政治学などの社会科 学や、生命倫理、人権思想、文化人類学などの人文科学等、幅広いカリキュラ ムで編成できる教育体制の構築が求められる。社会福祉制度の多元化に対応す るためには社会計画論、社会運動論、社会起業論、福祉経営学など研究・教育 内容を広げる必要があり、スピリチュアリティやホスピスなど現代社会が抱え る人間科学的な内容やユニバーサルデザインなど行動科学的な内容にもリンク したカリキュラム改革も必要とされる。

幅広く学際的に活躍するには修得すべき教育内容のウイングを広げる必要はあるが、学際的実践チームの一員として認められるには、社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性をあわせて追究しなければ適切なポジションは得られない。伝統的には医療現場への精神保健福祉士や医療ソーシャルワーカーの配置も一定の成果をみせてきているといえるが、学校現場へのスクールソーシャルワーカーの配置や、社会福祉協議会、福祉施設、介護施設などでのコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置など、様々な地域で新しい職域の開発も始動している。一方、古くは司法領域では家庭裁判所調査官などの専門職もな

いわけではないが、多発する犯罪や虐待防止あるいは権利擁護や権利保護を進め、さらには受刑者に障害者が多くを占めることなどに鑑み、司法ソーシャルワーカーの創設も考えてもよい。ともかく労働、医療、教育、司法などの領域にソーシャルワーカーが配置され、そこをソーシャルワーク実践のフィールドとするソーシャルワーカーは、それぞれの領域で専門職としてビルドアップできる力量がなければならない。このソーシャルワーカーとしての力量は、個々の利用者に対するケアマネジメント(ケースマネジメント)能力もさることながら、利用者に加えて、他の専門職、管理者、地域住民などのステークホルダーを含みこんだ機能的コミュニティの形成に寄与できる専門性が発揮できなければならない。そのため、専門職連携教育(inter-professional education)を試行する中で、専門性や専門能力とはなにかを理解し、研究レベルでも理論的・実証的データの蓄積と分析の精度を高める必要がある。

#### (5) 地方自治体レベルでの研究・教育・実践の連携

地方分権、ローカル・ガバナンスの潮流は、確実に社会福祉の世界にも押しよせてきていることは周知のことである。地方自治体の政策担当部門に福祉教育を受けた行政職員が少ないことや、そもそも福祉系大学の卒業生は現場の求める政治経済・行政運営に疎く、福祉系大学は政策実践のできる人材養成を充分には果たせてこなかったのではないかと思われる。地方自治体での教育研究機関と社会福祉実践の現場をつなぐ取組みのためには、既に全国レベルではできている社会福祉に関わる職能団体、教育研究機関、地方自治体等が連絡調整するソーシャルケアサービス協議会を、各都道府県レベルでも設置する必要がある。同時に、実際に大学の地域連携事業の展開や社会福祉実習や福祉系インターン・プログラムの開発も推進されなければ、研究と教育と実践は実効性のある連携にはならないであろう。具体的には、地方自治体の地域福祉システム形成を政策的に担える、あるいはコミュニティ・サービスなど社会起業できる人材養成のためのインターンシップ制度の創設など地方自治体との協働研究体制づくりが急務であるといえる。

#### (6) 社会福祉教育を進めていくうえでの多様な連携

上述したように、ソーシャルワーカーはこれまで以上に職域を拡大し、高度 専門化を図ることが求められている。しかしながら、従来の社会福祉士の養成 教育では、福祉系大学間での教育内容にバラツキがみられ、高度な専門性およ び実践力を有した人材が育成されていないという認識から、社会福祉士養成教 育の改革が進められてきた。

ソーシャルワーカー養成教育の標準化のためには、法令により一定水準の確保のための枠組みを設定することは効果的である。2007 年 11 月の「社会福祉士及び介護福祉士法の改正」では、福祉系大学等ルートに対しても、実習等の

教育内容、時間数等の基準を設定することで、一定の標準化が図られることになった。

しかしながら、社会福祉教育は、社会福祉士を養成する教育に限定されるものではない。福祉系大学等は、社会福祉士養成教育をコアカリキュラムの中心としながらも、それぞれの教育理念・方針に基づき、独自性のある社会福祉教育を行う自由が保証されている。それにより、豊かな人間性と教養に裏打ちされた質の高いソーシャルワーカーの養成や社会福祉教育の発展が図られることになる。そのため、福祉系大学等は、各々が独自性のある社会福祉教育分りキュラムや教育方法等の開発に努めるとともに、(社)日本社会福祉教育学校連盟、(社)日本社会福祉士養成校協会、日本精神保健福祉士養成校協会等のもとに連携して、社会福祉教育の標準化と質の向上を図るための取り組みを進めていく必要がある。また、実践力を高める教育を行うには、実践現場との連携が不可欠であり、福祉専門職の職能団体である(社)日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、(社)日本医療社会事業協会、NPO 法人日本ソーシャルワーカー協会、また、実践現場の組織・機関である地方自治体、全国社会福祉協議会、種別社会福祉施設協議会等々とも連携して、専門的援助技術を身につける実践的教育内容・システムの開発およびその実践に取り組んでいく必要がある。

一方、実践現場では、利用者の生活の自立に向けて、保健・医療・福祉の専門職の連携によるトータルな支援が求められるようになっているが、教育現場においても実践を想定した専門職連携教育を推進する必要がある。それにより、学生の時期から、他専門職と協働する意識を涵養し、専門職相互の役割関係を理解できるようになるであろう。専門職連携教育を実現するために、保健・医療・介護等の専門職養成の教育機関・団体、職能団体などと対人援助職全体の教育システムのあり方を協議し、協働して教育に取り組んでいくことが必要である。

同時に、2004 年に国際社会福祉教育連盟と国際ソーシャルワーカー協会の総会で、ソーシャルワーク教育および養成に関するグローバルスタンダードが承認された。このグローバルスタンダードに基づいて国際的に共通する教育や養成を推進し、世界各国で通用するソーシャルワーカーの資格ないし認定へと発展させていくために、日本は主導的な役割を果たすべきである。とくに、東アジア諸国の中では、先んじて国家資格の福祉専門職を制度化したことからも、2003 年に国家試験による1級社会福祉士資格を導入した韓国、近々国家資格を導入する中国などとの交流を深め、国際的基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たしていくことが求められる。

#### 3 ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて

#### (1) 社会福祉に関連する資格間の関連性

以上の社会福祉教育を進めていくに当たって、社会福祉におけるソーシャルワーク専門職資格のあり方について言及する必要があるが、まずはその前提となる社会福祉に関連する資格の整理をしておく。

社会福祉に関連する専門職を列挙すると、法制化された専門職資格としての 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、それに準ずる専門職資格 である介護支援専門員、任用資格としての社会福祉主事、児童指導員など、多 様な専門職が存在しており、これらの専門職間の区別や関連についての整理が 求められる。

これらの専門職資格のうち名称独占をともなう、その意味で他の専門職と区別される社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士についていえば、それらは法制度上の資格としては相互に区別される位置関係にある。ただし、それらの専門職はそのいずれもが社会福祉に関わる専門的職務の一部分を担っているという意味においては、相互に通底する部分を有している。実態としては、これら4つの国家資格それぞれの担う職務内容は相互に重なりあい、連続する部分が存在する。

しかし、4つの資格がそれぞれ独立した資格として設定されてきた背景には、それぞれの専門職ごとに、その職務内容を規定する固有の視点、行動原理とそこに形成される一定の知識ならびに技術の体系が存在しており、同時にその体系を発展させることが期待されているからである。その意味において、それぞれの専門職資格に関わる養成課程は、個別の資格を超えて社会福祉に関わる専門職として要請される共通基盤にあたる部分と、それぞれに固有の内容をもつ部分との統合されたものとして構成されているといえる。

以上のことを前提にソーシャルワーク専門職資格の将来を展望するためには、これら4つの国家資格の関係についても一定の整理が必要である。これら4つの資格は、それぞれに歴史的な経緯、また想定されている業務の目的や内容に違いがあり、相互に独立した資格として設定されている。しかしながら、その職務内容の側面からいえば、おのずとそこには社会福祉士と精神保健福祉士、介護福祉士と保育士という分類が可能である。このうち、前者の社会福祉士と精神保健福祉士は相互に重なり合う関係にあり、一つの範疇として扱うことが可能である。後者の介護福祉士と保育士についてはケアワークという概念を導入することで一つの範疇として捉えられる。社会福祉のフィールドに照らしていえば、これらそれぞれの資格が前提にしている領域は相互に連続しており、その意味において、4つの資格間で相互に互換することの方向性が必要である。これについては、介護福祉士や社会福祉士の国家資格制度ができる前に、第13期の日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度について(意見)』(1987(昭

和62)年2月)において、現状では存在していない主任介護士という資格と社会福祉士の相互互換について要望している。

#### (2) ソーシャルワーク専門職資格の将来の方向

社会福祉士と精神保健福祉士の関係については、成立の背景と経緯、援助対象や活動領域に違いがあるが、その差異は相対的なものである。職務内容を規定する理念や原理、知識ならびに技術の体系はほとんど重なり合っている。そのことを前提にしていえば、社会福祉士と精神保健福祉士の違いは横並びの関係にある資格の違いというよりも、ターゲットにしている領域や機能の違いとして理解することが妥当である。社会福祉士のターゲットはより一般的であり、精神保健福祉士のそれはより特殊的である。

すなわち、社会福祉士が社会福祉の多様な領域に一般的に適用されることが 想定されているジェネリックな社会福祉専門職資格であるとすれば、精神保健 福祉士は精神保健福祉という社会福祉のよりスペシフィックな領域における運 用を想定した社会福祉の専門職資格である。そして、このようなジェネリック な専門職資格とスペシフィックな専門職資格との関係は、他の領域についても 同様に想定することが可能である。同時に、社会福祉士が修得しなければなら ないカリキュラムが、スペシッフィクな専門ソーシャルワーカー専門職のコア カリキュラムとなり、そこに必要不可欠な新たなカリキュラムが追加されるこ とになる。また、社会福祉士のカリキュラムは、基本的な範域である地域を核 にして、そこでの住民を支援することを想定している以上、ジェネリックなコ ミュニテイ・ソーシャルワーカーの養成を目指すことになる。

そのため、図のようなソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成を提案するものである。図に示してあるように、スペシフィックなソーシャルワーカーは領域ごとに設定される資格として、精神保健福祉士に加えて、養成機関を認証する制度を取り入れることにより、認定医療ソーシャルワーカー、認定高齢者ソーシャルワーカー、認定定害者ソーシャルワーカー、認定可法ソーシャルワーカーなどの認定資格を作りだし、社会福祉士をベースにした様々な領域でのスペシフィックなソーシャルワーク専門職の創設が考えられる。

スペシフィックな専門職には、社会福祉士に求められる理念、原理、知識、技術を有することに加え、想定される領域や機能に関わる当該領域や機能に関わって必要とされる独自の高度な専門的な知識や技術を修得することが求められる。

この提案は、第17期の日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』(2000(平成 12)年5月)で提唱された社会福祉専門職のいわゆる「二階建て構想」が前提となっている。ソーシャルワーク専門職資格の一階(ベースメント)部分を構成するの

#### 図 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成



がジェネリックな専門職資格である社会福祉士であるとすれば、二階の部分を 構成するのは社会福祉の多様な領域や職能ごとに特化 (スペシファイド) され た理念、原理、知識、技術をもつ社会福祉専門職である。

他方、図に示してあるように、ソーシャルワークの機能の内で重要と考えられる機能に特化して設定される認定資格の創設も可能である。これらの特化する機能は、社会の変化によって変わっていく側面があり、時代の要請に応えるものであり、現状では権利擁護対応ソーシャルワーカー、退院・退所対応ソーシャルワーカー、虐待対応ソーシャルワーカー、就労支援ソーシャルワーカーなどを資格認定していくことが考えられる。

以上のことから、ソーシャルワーカーの類型としては、社会福祉士を基礎にし、領域別のソーシャルワーカー、機能別のソーシャルワーカーを認証資格として想定することができる。それぞれの類型について例示したもののほか、現在の社会の多様なニーズを勘案すると、多様な領域や機能を想定することが可能である。

領域別や機能別のソーシャルワーカーは社会福祉士とは異なり、既に国家資格として成立している精神保健福祉士を除いては、国家資格として設定するものではない。しかしながら、社会的な承認を得ていくことは必要であり、現状では既存の職能団体ないしは認定を行なうことを目的に設定された認定機構等による認定ならびに登録を要件とするものとして構想されることが望ましいといえる。

領域や機能別に認定されるソーシャルワーカーは、一定の知識や技術の習得を社会的に担保するための団体・機構等による科目履修、継続研修などが要件となろう。研修の場や教育課程の内容、研修を担当する職員(教員)については、(社)日本社会福祉士会といった職能団体等と(社)日本社会福祉教育学校連盟や(社)日本社会福祉士養成校協会といった養成団体との連携により、一定の基準を前提にして認証機能を果たしていく必要がある。

上述してきたように、スペシファイされた社会福祉の専門職資格とは別に、ソーシャルワーカーには、その専門職としての職責上、常に知識や技術の向上のための自己研鑽が求められる。職場、職能団体、大学においては、そのような自己研鑽をバックアップし、それを可能にする研修やリカレント教育の場と機会を提供することが必要不可欠である。同時に、キャリアパスをもとに、施設長等の管理職へと昇進していく資格制度の創設も必要不可欠である。

以上の結果、ソーシャルワーク専門職での資格制度の再編を図ることになり、 資格面においてもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを確立することができる。

#### 4 まとめ

近未来の社会福祉教育のあり方について述べてきたが、結論として、既存の国家資格の受験科目でもって、社会福祉教育の全体であるかのごとく捉えられがちであるが、それらの教育は当然としても、それに加えられるカリキュラムや、それに対応した研究の重要性を指摘してきた。これは、ある意味、今後あるベきソーシャルワーカー像をモデル化したものであり、ひいては、現代社会で求められているソーシャルワーカーを社会に輩出していくことを可能にすることになる。

#### 参考文献

- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会福祉におけるケアワーカー(介護職員)の専門性と資格制度について(意見)』(1987(昭和62)年2月)
- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『社会サービスに関する研究・教育の推進について』(2000(平成12)年5月)
- ・日本学術会議 社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告『ソーシャルワークが 展開できる社会システムづくりへの提案』(2003(平成15)年6月)
- IASSW and IFSW "Global standards for the education and training of the social work profession" 2004
- ・「特集2 社会福祉教育の近未来」『学術の動向』10 月号、65~84 頁、日本学 術会議(2007(平成19)年)

### 2020年10月20日ヒアリング 追加説明資料 添付資料 2 スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の概要

# スクールソーシャルワーク教育課程 認定事業とは

**○事業開始**:2009(平成21)年度

○認定校数:63校(2020年10月1日現在)

養成校中設置率:23.3%

○認定校の全国分布:北海道4校、東北3校、関東甲信越18校、 東海北陸10校、近畿13校、中国・四国6校、九州・沖縄9校

○修了証発行数:606名

※文部科学省「教育相談等に関する調査研究協力者会議報告書」(平成29年1月20日 付)において、「(本課程)修了者、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学 会等の講習会を修了した者がより適当である。」と記述されました。

## スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の しくみ

- ○スクールソーシャルワーク教育課程認定事業は、**社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程**にスクールソーシャルワーク(以下「SSW」)に関して専門的に学ぶ**教育課程を上乗せ**する場合に、その課程が基準を満たしていることをソ教連が認定する事業です。
- ○養成校は、規定を確認して教育課程を準備し、開設する前に教育課程についてソ教連に認定を申請します。ソ教連は、**認定審査委員会**を置き、規定で定める**本事業の目的と審査基準**に照らして、教育課程の内容を**審査**します。認定審査委員会は審査内容を理事会に報告し、理事会が教育課程を**認定**します。

#### 審査する事項

- ・SSW教育課程の科目構成、教育内容。特にSSW専門科目の教育内容と教育時間数が基準を満たしているか
- ・SSW教育課程の運営・管理や学生相談などの教育環境の確保のため、課程責任者として専任の教員を置いているか
- ・SSW教育課程の担当教員全員が要件を満たしているか
- ・SSW実習については、実習の目的に照らして、教育課程の年間実習計画と個別実習先の概要、実習目標、実習内容、実習指導者、実習契約等の状況 など

OHPHILESE HSSUCIHTION FOR SUCIHE WORK EDUCHTIO

## スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の しくみ

- ○認定された課程についても、**毎年**教育内容の確認をしており、変更が生じた場合には規定に基づいて必要な審査等が行われ、基準を満たしていることを**確認**しています。年度内に変更が発生するときは随時審査を行います。
- ○認定された教育課程のすべての教育内容を修了し、社会福祉士・精神保健福祉士として登録された人へは、養成校の申請によりソ教連からSSW教育課程の**修了証を発出**しています。

※事業の詳細はHPをご覧ください。http://jaswe.jp/ssw.html

# スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の カリキュラム構成

### スクールソーシャルワーク教育課程認定事業

スクールソーシャルワーク専門科目

SSW論

30時間

SSW演習

15時間

SSW実習 指導 15時間

80時間

SSW実習

教育関連 科目

小中高など の教職課程 科目から 2科目以上

選択履修 科目

「精神保健の課 題と支援|又は 「児童や家庭に 対する支援と児 童・家庭福祉制

いずれか1科 目

ソ教連の審 查·認定: 課程の構成、 教育内容、 教員、実習 施設など

基盤(ベース)となるソーシャルワークの学び 社会福祉士·精神保健福祉士課程 1200h

# スクールソーシャルワーク教育課程認定事業の 認定校数と修了証発行数





# SSW専門科目を担当する教員の確保

- ○SSW教育課程の教育内容を担保するため、教育課程を担当する教員は、所定の要件を満たす必要があります。認定審査委員会でその要件を満たすかどうかを1人1人確認しています。
- ○SSW専門科目についてはこれまでに153人の教員が要件を満たすと認められ、SSW専門科目を担当しています。
- ○SSW教育課程を置く養成校が増える中、SSW専門科目を担当できる教員の養成にも取り組んでいます。2016年度から開始した「SSW教育課程専門科目群担当教員講習会」は、2019年度までに200名が修了しています。

# SSW専門科目を担当する教員の確保

スクールソーシャルワーク 教育課程専門科目群担当教 員講習会

○事業開始:2016年度

○開催回数:年1回(計4回)

○講習会の日数:4日間

○受講者数:累計200名

○事前課題+講習会全日参加+事後課題により修了

# スクールソーシャルワーク教育課程 専門科目群担当教員講習会 修了者数



# 社会福祉に関する科目を定める省令(社会福祉士の基礎科目に関する部分を抜粋)と社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目

#### <2021年4月1日施行分> 社会福祉に関する科目を定める省令

第二条 法第七条第二号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定め社会福祉に関する基礎科目は、次のとおりとする。

- 1 医学概論
- 2 心理学と心理的支援
- 3 社会学と社会システム
- 4 社会福祉の原理と政策
- 5 社会保障
- 6 権利擁護を支える法制度
- 7 地域福祉と包括的支援体制
- 8 高齢者福祉
- 9 障害者福祉
- 10 児童・家庭福祉
- 11 貧困に対する支援
- 12 保健医療と福祉
- 13 刑事司法と福祉
- 14 ソーシャルワークの基盤と専門職
- 15 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
- 16 ソーシャルワークの理論と方法
- 17 ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 18 社会福祉調査の基礎
- 19 福祉サービスの組織と経営
- 20 ソーシャルワーク演習
- 21 ソーシャルワーク演習(専門)
- 22 ソーシャルワーク実習指導
- 23 ソーシャルワーク実習

#### <社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目>

- 1 医学概論
- 2 心理学と心理的支援
- 3 社会学と社会システム
- 4 社会福祉の原理と政策
- 5 地域福祉と包括的支援体制
- 6 社会保障
- 7 障害者福祉
- 8 権利擁護を支える法制度
- 9 社会福祉調査の基礎
- 10 ソーシャルワークの基盤と専門職(共通科目部分)
- 11 ソーシャルワークの理論と方法(共通科目部分)
- 12 刑事司法と福祉
- 13 ソーシャルワーク演習(共通科目)

# 社会福祉士・精神保健福祉士 2021年度からの養成カリキュラム見直しの科目の類型

